

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸



## 専 決 処 分 書

曾屋共同住宅（仮称）建築改修工事（平成27年度継続費設定）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

### 1 契約の目的

定住化促進住宅（ミライエ秦野）の整備

### 2 契約の変更事項

#### (1) 原契約金額

197,100,000円

#### (2) 変更後の契約金額

198,850,680円

#### (3) 変更する額

1,750,680円の増額（0.89パーセント増）

### 3 契約の相手方

平塚市宮松町13番1号

成瀬・成瀬 共同企業体

代表者 成瀬産業株式会社

代表取締役 成瀬 正 憲

構成員 平塚市宮松町13番1号

成瀬産業株式会社

代表取締役 成瀬 正 憲

構成員 秦野市渋沢一丁目13番28号

株式会社成瀬

代表取締役 成瀬 公 孝

平成28年10月17日

秦野市長 古 谷 義 幸



## 理由

曾屋共同住宅（仮称）建築改修工事（平成27年度継続費設定）において、住戸の床下地コンクリートの状態が良好でなく、新たな床下地を施工するため、そのコンクリートを撤去する必要性が生じたことにより、原契約金額を増額する。